

首都圏における青森県情報受発信交流拠点基本計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、首都圏における青森県情報受発信交流拠点に係る基本計画策定業務の契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法など必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務名

首都圏における青森県情報受発信交流拠点基本計画策定業務

(2) 業務内容

県が首都圏に新たに開設する青森県情報受発信交流拠点施設（以下、「拠点施設」という。）について、機能配置（レイアウト）や概算予算、施設概要等を具体化する基本計画を策定する。

(3) 仕様等

別紙1仕様書（案）のとおり。

ただし、最優秀提案者との協議を踏まえ、変更の可能性がある。

(4) 委託料の上限額

12,170,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 履行期限

令和8年10月30日（金）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2号各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。

エ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）に基づく知事の指名停止の措置を参加表明書の提出期限の日から受注者確定までの間に受けていない者であること。

オ 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

キ 所定の期限までに参加表明書の提出を行った者であること。

ク 一級建築士の資格を有する者を配置できること。

ケ 過去10年以内（平成28年度以降）において、地方公共団体が発注したアンテナショップ又は物販施設に係る設計業務及び内装仕上工事業務について、元請として受注し履行した実績を有すること。

(2) その他要件

参加者は、単独の法人（以下、「応募事業者」という。）又はこれらの者を含む法人で構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とし、コンソーシアムを組成する場合は、基本的要件のほか次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア コンソーシアムとは、複数の法人により組成するものとし、協力者としての関係にあたる場合を除くものとする。

イ コンソーシアムにより応募する場合、コンソーシアム構成員の中から代表企業を定め、代表企業の代表者が手続きを行うものとする。

ウ 単体企業での参加者は、他のコンソーシアムの代表者又は構成員になることはできないものとする。

エ 一つの企業が複数のコンソーシアムの代表者及び構成員となることはできないものとする。

オ コンソーシアムにより参加申込後、当該コンソーシアムの代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

3 スケジュール（案）

日程	内容
令和8年5月14日（木）	プロポーザル公告
令和8年5月21日（木）	質問書受付期限
令和8年5月26日（火）	質問への回答期限
令和8年5月29日（金）	参加表明書等提出期限
令和8年6月18日（木）	企画提案書等提出期限
令和8年6月下旬	一次審査（書面審査） ※
（一次審査後）	一次審査結果通知 ※
令和8年6月下旬	二次審査（対面プレゼンテーション審査）
令和8年7月上旬	審査結果通知

※ 企画提案書等提出者が5者以下の場合は省略

4 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和8年5月21日（木） 17時必着

(2) 質問方法

質問書（様式1）により電子メールで「10 問い合わせ及び各種書類の提出先」にある担当者へ提出する。

(3) 回答方法

令和8年5月26日（火）までに、質問書を提出した全ての者に電子メールで回答する。

5 参加表明書及び申立書の提出

(1) 受付期限

令和8年5月29日（金）17時必着

(2) 提出方法

参加表明書（様式2）及び申立書（様式3）を電子メールにより提出

(3) 参考資料

参加表明書提出者に対しては、基本計画の策定に必要となる設置物件の図面等を別途提供する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数【正本1部、副本10部提出すること】

ア 様式を示すもの以外は仕上がりをA4サイズとし、縦・横使いは問わない。

イ 提出枚数はA4サイズ20ページ以内とし、文字の大きさは原則として12ポイント以上とする。

ウ 企画提案書に記載すべき事項は、以下のとおりとする。なお、企画案については、本県の特長を生かす内容とするよう考慮すること。

(ア) 企画案

「別紙1仕様書（案）3 委託業務の内容」に記載される項目

(イ) 体制

基本計画策定業務の実施体制及び配置人員数

(ウ) スケジュール

基本計画策定までのスケジュール及び業務工程

(エ) 実績

過去10年間に受託した同種又は類似の業務実績

(オ) その他特記事項

記載する場合は、仕様書の範囲内か否か、経費見積書に含むか含まないかを明記すること。

(2) 経費見積書【正本1部、副本10部提出すること】

消費税を含めた金額で見積もること。

(3) 提出先

6（1）及び（2）を下記「10 問い合わせ及び各種書類の提出先」に提出すること。

(4) 提出方法

持参(土、日、祝日を除く。)又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。また、提出期限日必着とする。)により提出

(5) 提出期限

令和8年6月18日(木) 17時必着

(6) 提出書類の記載留意点

- ・「エ 企画提案」は、文章での表現を基本とし、文章を補完する最小限のイラスト及び簡単なイメージ図、レイアウト図の使用は可とするが、提案内容が具体的に表現された設計図、模型図、透視図等は不要とする。
- ・企画提案書には提出者(協力者(協力会社等)を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)を記載しないこと。

7 企画提案書等の審査

(1) 一次審査

審査委員による書面審査を行い、数者を選定する。

なお、企画提案書等提出者が5者以下の場合は省略する。

ア 審査日

令和8年6月下旬

イ 審査項目

審査項目	評価基準	配点
理解	青森県が拠点施設を設置する目的について理解しているか。	15
	青森県の拠点施設として、どのような機能や活用方法を求めているか理解しているか。	
	提案されたコンセプト案は青森県の拠点施設のコンセプトとしてふさわしいものとなっているか。	
活用計画	物産販売機能に係る取組や運営方法の提案は、本県のブランドイメージの発信に効果的なものとなっており、その内容が実現可能な内容となっているか。	35
	交流機能に係る取組や運営方法の提案は、本県のブランドイメージの発信に効果的なものとなっており、その内容が実現可能な内容となっているか。	
	催事機能に係る取組や運営方法の提案は、本県のブランドイメージの発信に効果的なものとなっており、その内容が実現可能な内容となっているか。	
	拠点施設の運営体制や運営方法は、実施可能な内容となっており、運営経費の算出根拠が明らかであるか。	

整備計画	拠点施設の概要やレイアウトについて、機能に合わせて効果的な提案となっているか。	30
	設計に係る与件について、十分に想定され、解決案が明確に示されているか。	
	提案された拠点施設に係る今後の概算整備費用については算出根拠が明らかであるか。	
体制	業務実施にあたる人数や能力は適切なものとなっているか。	5
スケジュール	基本計画策定までのスケジュール及び業務工程は適切なものとなっているか。	5
実績	過去に受託した類似の業務実績を鑑みて、本業務を遂行する能力があると認められるか。	5
経済性	経費の積算、見積金額について、算出根拠が明らかであるか。また節減を考慮したものとなっているか。	5
合計		100

ウ 審査結果

参加者全員に電子メールで結果を通知する。

(2) 二次審査

一次審査により選定された者を対象とする審査会において、企画提案のプレゼンテーション審査及び質疑応答を行い、審査員の評点の合計が最も高い第1順位の者を本業務の受注候補者として選定する。

ア 審査日

令和8年6月下旬

※参加者数等を勘案し日時を設定した上で参加者に電子メールで通知する。

イ 審査場所

青森市内

ウ 審査項目

7(1)イと同じ

エ 審査結果の通知

参加者全員に電子メールで結果を通知する。

オ 留意事項

- ・第1順位の者が複数となった場合は、審査員の協議により本業務の受注候補者を選定する。
- ・参加者が1者のみの場合であっても審査を実施する。ただし、企画提案書等の内容が審査会の定める基準に達していないと認められた場合は、受注候補者として選定しないことがある。
- ・審査結果の如何に関わらず、提出書類は返却を要しないこととする。
- ・審査結果に対する質問及び異議申立ては受け付けない。

8 契約協議・契約

(1) 契約協議

審査会で選定した受注候補者の提案に基づき、県と受注候補者が内容や経費等について協議し、合意を得られた後に予定価格の範囲内で契約を締結する。

なお、次のいずれかに該当する場合は、受注候補者としての選定結果を取り消し、次点者との契約協議を行うこととする。

ア 受注候補者との合意が得られなかった場合

イ 見積徴取までに参加資格要件を満たさなくなった場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合

エ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為が認められた場合

(2) 契約方法

青森県財務規則の規定に基づき、受注候補者との随意契約を締結する。

9 その他

- ・本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- ・参加表明書（様式2）の提出後、本プロポーザルから辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式4）を提出すること。
- ・社会経済情勢の変化、その他不可抗力等により、本業務の事業計画が変更又は中止される場合がある。この場合、本業務の受注者に対して県は一切の責任を負わないものとする。
- ・手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とし、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

10 問い合わせ及び各種書類の提出先

〒030-8570

青森県青森市長島1-1-1

青森県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課

担当者 販売戦略推進グループ 藤島

TEL：017-734-9571

E-mail：kensanhin@pref.aomori.lg.jp